

117 留学生入江陳重を法学部教員に採用の件他問合同

〔明治十四年一月十四日〕

(朱書)
〔甲第十号〕

兼而御省ヨリ独逸国エ留学被命置候入江陳重ヲ本学年之始メヨ
リ法学部教員ニ採用并英国エ留学被命置候桜井鏡二ヲ同時より
化学教員ニ採用いたし度就而ハ右ハ預メ本人エ申遣シ諾否ヲ聞
置不申候ハ而ハ不都合不少与存候ニ付而ハ此節拙者ヨリ右兩人
エ照会致候而モ御不都合之儀ハ有之間敷哉尤モ追而雇入之節ハ
尚詳細可伺出候得共予メ此段相伺候至急御裁可有之度候也

明治十四年一月十四日

東京大学三学部総理 加藤弘之

(欄外注記1)

文部卿 河野敏鎌殿

(朱書)
〔伺之趣本人共へ照会候儀ハ不都合無之候事〕

(朱書)
〔明治十四年一月十七日〕印

(欄外注記1)

(朱書)
〔官学第二十五号〕

〔文部省准允〕自明治十二年至明治十四年、㊦E1